

○ 総務省令第 号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二十条の三第二項の規定に基づき、必要的配信の品質に関する技術基準を定める省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 ○ ○ ○ ○

必要的配信の品質に関する技術基準を定める省令

（目的）

第一条 この省令は、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二十条の三第二項の規定に基づき、配信用設備に適用される技術基準（同条第二項第二号に係るものに限る。）を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この省令において使用する用語は、放送法及び放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）において使用する用語の例による。

（映像信号）

第三条 配信基盤から送出される映像信号は、次の各号によるものとする。

- 一 有効走査線数にあつては千八十本
- 二 走査方式にあつては順次
- 三 フレーム周波数にあつては三十／一・〇〇ヘルツ
- 四 画面の横と縦の比にあつては十六対九

(音声信号)

第四条 配信基盤から送出される音声信号は、次の各号によるものとする。

- 一 標本化周波数にあつては四十八キロヘルツ
- 二 量子化ビット数にあつては十六ビット
- 三 音声チャンネルにあつては二チャンネル

(配信の品質についての規定の適用の特例)

第五条 前二条の規定は、番組関連情報の配信を行う場合並びに伝送路の区間の状態及び視聴者端末の性能

その他配信の実態に照らして合理的と認められる場合には、これによらないことができる。

附 則

この省令は、放送法の一部を改正する法律（令和六年法律第三十六号）の施行の日から施行する。